

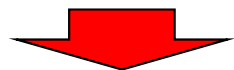
放送法施行規則の一部改正について

(放送設備等に関する報告手続の簡素合理化)

放送法施行規則第127条及び第159条に基づく、各放送事業者からの定期的な設備の報告手続に関し、手続の簡素合理化を図るため、次の通り改正する。

1. 認定基幹放送事業者等の報告頻度(第127条関係)

- (改正前)
- ・認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、各設備の状況報告書(別表第28～30号)を半年ごとに総務大臣に提出。
 - ・なお、登録一般放送事業者(有線・衛星)は、電気通信設備の状況報告書(別表第48、49号)を1年ごとに総務大臣に提出。総務省では、1年ごとに全ての放送事業者からの報告をとりまとめ、その結果を分析・公表。



- (改正後) **認定基幹放送事業者等からの定期報告の頻度を「1年ごと」に改める。**
- ・令和2年度上半期(4月～9月分)の報告は不要。令和2年4月～令和3年3月末までの状況について、令和3年6月末までに報告。

2. 「設備の状況報告書」の提出方法(第127条、第159条、別表第28～30号、第48号、第49号関係)

- (改正前)
- ・各放送事業者は、報告書様式に押印又は署名の上、正本版を書面にて提出。また副本として電子ファイル(押印又は署名なし)でも提出。
 - ・特記すべき事故報告がない事業者も多数存在するが、「該当なし」との旨を記載した報告書に押印又は署名して提出する必要がある。



- (改正後) **電子メールでの提出も可能とするよう改める(押印又は署名は不要)。**
- ・令和3年4月以降の報告手続から適用。